

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例
○ 福島県原子力被害応急対策基金条例を廃止する条例
- 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

条 例

福島県原子力被害応急対策基金条例を廃止する条例及び福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第一号

福島県原子力被害応急対策基金条例を廃止する条例

福島県原子力被害応急対策基金条例（平成二十四年福島県条例第二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（原子力損害対策課）

福島県条例第二号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十三年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表中三の項を削る。
附則に次の一項を加える。

6 国営安積疏水二期土地改良事業に関する事業に要する費用に係る負担金についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、平成二十九年度までの年度における当該事業に要する費用（平成二十九年度の国の歳出予算に係

る当該事業に要する費用で平成三十年度に繰り越されたものを含む。）に係る負担金の総額については「百分の四十九」と、平成三十年度以降の年度における当該事業に要する費用（平成二十九年度の国の歳出予算に係る当該事業に要する費用で平成三十年度に繰り越されたものを除く。）に係る負担金の総額については「百分の四十二」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成三十年四月一日から適用する。

（農地管理課）